順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
1 4	鈴木 幸司(12)	1. 岐路に立つ消防団システム 同報無線による火災発生報はなぜなくなったのか消防団の組織率の低下が止まらない。かつて全国で200万人以上いた消防団員数が、近年では毎年1万人ずつ減少を続け、令和4年4月1日現在では約78万4000人となるに至った。ターニングポイントとなったのは、消防団 新附金管理違法確認請求における平成22年横浜地裁判決。いずれも横浜市側が勝訴し、寄附金の返還は退けられたもので、消防団が「地元の人々から生まれ、支え、育てられたものであり」、「地元の為にありとあらゆる活動に疑問符がつけられ、「消防団が、市来業務のほか本来業務との関連が疑われる活動につき、本来業務のほか本来業務との関連が疑われる活動につき、違法となる余地がある」とされた。この判決以後、消防団は市町村の組織の一部であるという認識が広まった。一方、本年1月1日より、同報無線による火災発生報が中止されたことに対して苦情を申し立てた富士市町内会連合会への回答の中で、市は「市民のため郷土愛の精神で活動している消防団員としても、市民に迷惑をかけているという状況を鑑みて、この数年間火災放送の是非を検討してきた」と答えている。ここで疑問が生じる。消防団は行政組織の一部としてその指揮命令に従う存在であるとしても、本来業務のほかは郷土愛の精神で活動する存在であるとしても、本来業務のほかに郷土愛の精神で活動する存在であるとしても、本来業務のほかに郷土愛の精神で活動する存在であるとしても、本来業務のほかに郷土愛の精神で活動する存在であることを、市は暗民二面性」の問題である。 (1) この横浜地裁判決に対する市長の所感を何う。 (2) 消防団の本来業務とは何か。 (3) 2月3日の岳陽中学校における火災時の消防設備の作動状況について伺う。 (4) 本年1月1日から同報無線による火災発生報がなくなったのはなぜか。 (5) 今後は消防団にもデジタル変革が必要ではないか。	存市及教担井び育部